

労働衛生コンサルタント試験 (労働衛生工学)受験のすすめ

共有準会員：吉成 俊輔

この資料について

私が令和6年11月6日に徳島産業保健総合支援センターで講演した際の資料を基に、一部最新の情報に修正の上で作成しています。

項目について

1. はじめに
2. 労働衛生コンサルタント試験の概要
3. 筆記試験について
4. 口述試験について
5. 試験対策等について
6. 終わりに

1.はじめに

私のこれまでの職務経歴。

- ・現在は行政官（受験時は、任官15年目）ですが、任官前に民間企業での勤務歴が約2年あります。
- ・不動産会社で、物件調査や契約書等の法令面からの審査を行う仕事でした。
- ・民間での勤務経歴や任官後の経歴で今の業務を進めてきましたが、手詰まりを感じることも多くなってきたと感じていました。

皆さんは、こんなことを言われたことはありませんか？

- ・健康診断受けたくない。
- ・なんで、その対策しないといけないの。
- ・その対策はお金(利益)になるの。
- ・(営業・製造部署から)誰が会社の利益を稼いでると思っ
ているんだ。

また、こんな経験はありませんか？

- ・長期休職者へのフォロー
- ・作業環境測定の結果が悪かった。
- ・労働災害への対策をしたけど、また同じ災害が発生した。
- ・予算がなく、十分な対策がすぐにできなかった。



より自信を持って活動したいと思ったことはありませんか。

1つの選択肢として、**労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)**の
取得を目指してみませんか。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が個々の対象に追加
※2・・・厚生労働大臣が定める物質（健康基準値設定物質）を対象
※3・・・作業への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1



SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

3

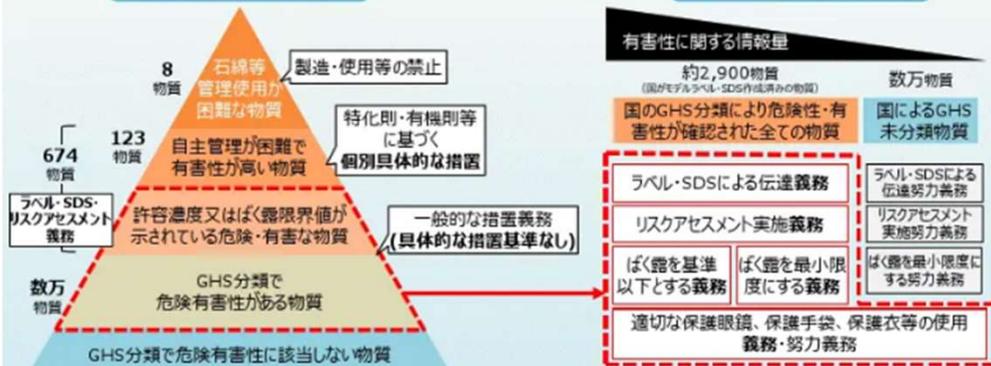


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)の果たす役割が非常に大きい。

化学物質管理専門家が事業場に「専属」で配置されていることが必要。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、**2023(R5).4.1施行** その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

2. 労働衛生コンサルタント試験の概要

労働衛生コンサルタントとは

JASHCON

高める意識
深める安全
広がる安心
つながる職場に



労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、労働安全衛生法第80条に基づく労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。事業場の安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

安衛法第81条第2項

労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする。

- ・国家資格
 - ・名称独占資格
 - ・試験合格後、すぐに登録できます。
- 口述試験のところで意図を考えます

引用：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会作成
2024年(リーフレット)
2024-10-28 掲載許諾済

労働衛生コンサルタント試験の概要

<受験区分>

- ・保健衛生

→労働衛生三管理のうち

健康管理・作業管理が中心

- ・労働衛生工学

→労働衛生三管理のうち

作業環境管理が中心

今回はこちらを
中心に

労働衛生コンサルタント試験の概要

<主な受験資格>

受験資格があります。

1. 大卒理系で衛生実務5年以上
2. 短大卒等理系で衛生実務7年以上
3. 高卒理系で衛生実務10年以上
4. 医師、歯科医師等
5. 薬剤師
6. 保健師でその業務に10年以上
7. 技術士試験合格者
8. 一級建築士免許を受けられる者
9. 衛生工学衛生管理者免許を受け、衛生に係る技術的事項で衛生工学に係る管理業務に3年以上
10. 衛生管理者としてその職務に10年以上
11. 作業環境測定士としてその業務に3年以上
12. 臨床検査技師又は衛生検査技師としてその業務に10年以上等

労働衛生コンサルタント試験の概要

2. 試験科目・試験時間

| 試験科目 | 方法 | 出題数(配点) | 試験時間 |
|------------------------|------------------------------|-----------|-------------|
| 労働衛生一般 | 択一式 | 30問(300点) | 10:00~12:00 |
| 労働衛生関係法令 | 択一式 | 15問(150点) | 13:00~14:00 |
| 専門科目 健康管理 労働衛生工学 | 記述式 (試験の区分に応じて該当する1科目を選択) | 2問(300点) | 14:30~16:30 |

【注意1】 解答に当たっては、令和7年4月1日(火)現在施行の法令等を前提とします。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 “受験資格 労働衛生コンサルタント”

公益財団法人安全衛生技術試験協会 [労働衛生コンサルタントの資格紹介・受験資格](#) | 公益財団法人安全衛生技術試験協会 (参照2025-5-19)

労働衛生コンサルタント試験の概要

労働衛生一般：5肢択一、30問、2時間

労働衛生関係法令：5肢択一、15問、1時間

専門科目：記述式、2時間

大問4問のうち2問を選択回答

合格基準：総得点の概ね6割以上

科目ごとで4割未満がある場合、不合格

試験の特徴(私見)

この試験は、やはり難しいと感じます。

- ・第1種衛生管理者試験合格率の約半分。

労働衛生コンサルタント試験は難しい？

3. 労働安全・労働衛生コンサルタント試験

令和6年度

| 試験の種類 | | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 最終合格率(%) |
|-------------|------|----------|---------|----------|
| 労働安全コンサルタント | 筆記試験 | 1,503 | 264 | 14.7 |
| | 口述試験 | 263(1) | 221 | |
| 労働衛生コンサルタント | 筆記試験 | 858 | 232 | 23.5 |
| | 口述試験 | 566(348) | 284 | |

【注意1】 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の口述試験受験者数欄の()内は、筆記試験全部免除者数で内数です。

【注意2】 最終合格率は、口述試験合格者数÷(筆記試験受験者数+筆記試験全部免除者のうち、実際に口述試験を受験した者の数)×100%としてあります。

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

“労働安全衛生法・作業環境測定法に基づく試験 統計 3 労働安全・労働衛生コンサルタント試験 令和6年度”

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 [統計 | 公益財団法人 安全衛生技術試験協会](#) (参照2025-5-19)

試験の特徴(私見)

この試験は、やはり難しいと感じます。

- 第1種衛生管理者試験合格率の約半分。
- 記述式の試験が存在する。
- 記述試験の模範解答等について情報が少ない。
- トピックス性の高い問題が出題される傾向。
→ 労働衛生一般、関係法令、専門科目とも

本日の内容

3. 筆記試験について

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

トピックス性の高い問題として、下記の事項が出題されています。

- ・第14次労働災害防止計画

「労働者の健康確保対策の推進」

- ・テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

- ・第10次粉じん障害防止総合対策

労働者の健康確保対策の推進

(重点⑦)

事業者に取り組んでもらいたいこと

POINT 01

メンタルヘルス対策

- ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施**。
- 職場のハラスメント防止対策に取り組む。

POINT 02

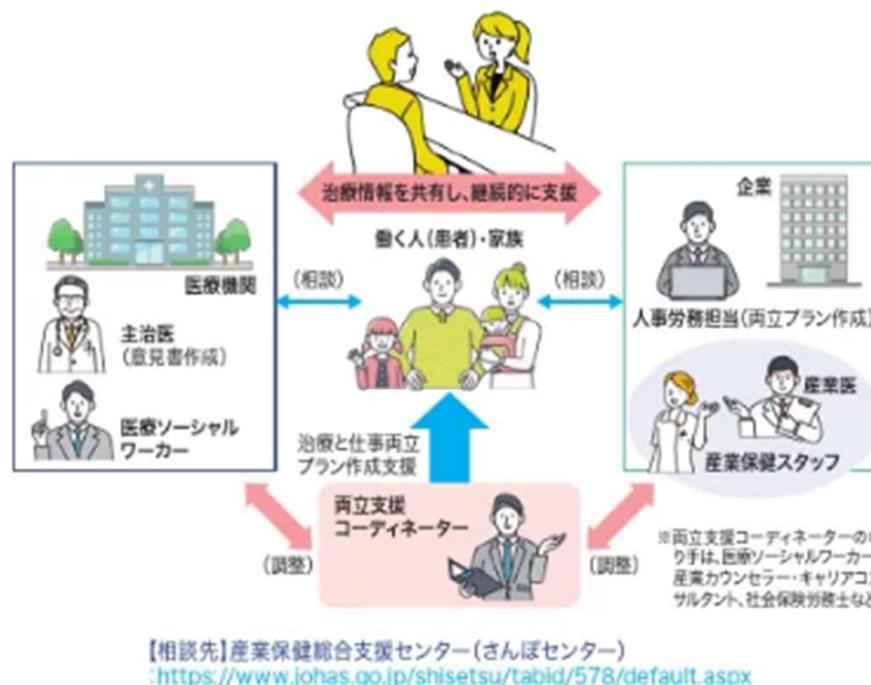
過重労働対策

- **長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援を受けるよう勧奨** 他

POINT 03

産業保健活動の推進

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- **治療と仕事の両立**において、**支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。



事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

- **メンタルヘルス対策**に取り組む**事業場を80%以上**とする。
- **50人未満**の小規模事業場の**ストレスチェック実施の割合を50%以上**
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を70%以上(2025年まで)
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上(2025年まで)

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があるとする**労働者**を**50%未満**(2027年まで)
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、**週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下**(2025年まで)

オ 長時間労働対策

テレワークについては、業務の効率化に伴い、時間外労働の削減につながるというメリットが期待される一方で、労働者が使用者と離れた場所で勤務をするため相対的に使用者の管理の程度が弱くなることや、業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなり、労働者の仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生ずるといったおそれがあることに留意する必要があります。

このような点に鑑み長時間労働による健康障害防止を図ることや、労働者のワークライフバランスの確保に配慮することが求められます。テレワークにおける長時間労働等を防ぐ手法としては、次のような手法が考えられます。



ア メール送付の抑制等

イ システムへのアクセス制限

ウ 時間外・休日・所定外深夜労働についての手続

エ 長時間労働等を行う労働者への注意喚起

その他に、勤務間インターバル制度についても言及がありました。

第2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾患であるじん肺に対して厚生労働省が長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、まずは、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を、業種や職種を問わず実施する必要がある。特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行されるところであり、その定着に取り組む必要がある。

また、令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

さらに、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組む必要がある。

加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

このほか、地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある都道府県労働局（以下「局」という。）もみられることから、下記4つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの局の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ じん肺健康診断の着実な実施
- ④ 離職後の健康管理の推進
- ⑤ その他地域の実情に即した事項

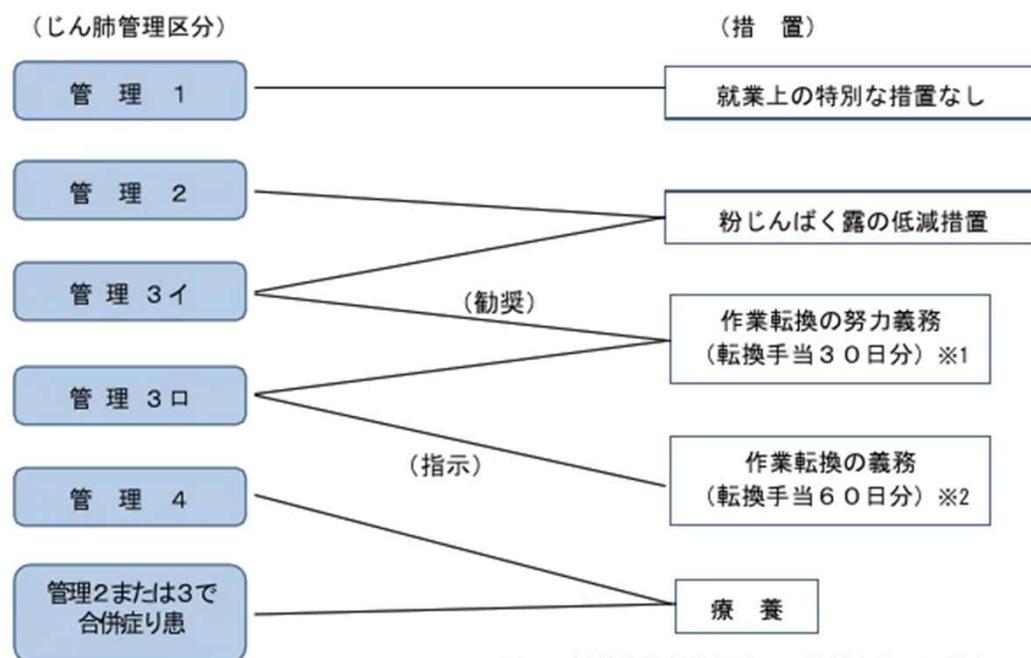
離職するじん肺有所見者のための ガイドブック

～主としてじん肺管理区分2又は3（イ又はロ）
の決定を受けている方のために～

（5）じん肺管理区分に応じて事業者が講ずべき措置〔じん肺法第20条の2から23条〕

雇用する労働者がじん肺管理区分の決定通知を受けた事業者は、労働者に対し、じん肺管理区分を通知しなければなりません。また、管理2および管理3イと決定された労働者について、事業者は、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど粉じんさらされる度合いを減らすよう努力しなければなりません。

なお、管理区分と講じなければならない措置の関係を図示すると、次のとおりです。



※1 都道府県労働局長から勸奨を受けた場合
※2 都道府県労働局長から指示を受けた場合

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生一般＞

下記の項目についても出題されています。

- ・メタボリックシンドローム
- ・加齢による人体の機能の変化
- ・高年齢労働者の感覚や反応
- ・作業環境測定や局所排気装置について

令和5年10月17日の試験問題例

＜労働衛生一般＞

伝統的な問題としては、下記の項目での出題されています。

- ・労働衛生の三管理（問1あたり）
- ・労働衛生統計（問2あたり）
- ・電離放射線、高気圧障害、酸欠、騒音性難聴
熱中症、物理的因子と障害部位、金属類
照度・採光、SDS、労働衛生保護具について

令和5年10月17日の試験問題例

<労働衛生一般>

労働衛生に関する試験ですが、労働安全についての問題も一部あります。

・派遣労働者に関する安全衛生教育

→「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について(平成21年3月31日付け通達)」

14次防で初めて用いられたキーワードである「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の概念についての出題がありました。

・安全管理

→4S、労働災害の発生要因など

第14次防について

【アウトプット指標】

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項で、計画の進捗状況の把握のための指標。

【アウトカム指標】

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項とされた計画の効果検証を行うための指標。

令和5年10月17日の試験問題例

＜労働衛生一般＞

行政指針に関する問題もよく出題されます。

- ・職場における腰痛予防対策指針
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(問29)
- ・化学物質等に関する危険性又は有害性等の調査等に関する指針(問30)

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生法令＞

トピックス性の高い問題としては、下記の事項の出題が見られました。

- ・石綿解体工事等の事前調査結果の届出
- ・一般的事務作業における照度基準
- ・危険物、有害物規制

石綿事前調査について

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）

電子システムによる報告を
原則化

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります



引用：厚生労働省労働基準局 2022年「解体・改修・各種設備工事業者の皆さまへ 事前調査は、令和5年10月1日着工の工事から「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！」（リーフレット）

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
|----------------------------|-----------|---------------------------|
| 全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が <u>80㎡以上</u> |
| | 改修(※1) | 請負金額が税込 <u>100万円以上</u> |
| 特定の工作物(※3) | 解体・改修(※2) | 請負金額が税込 <u>100万円以上</u> |

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



照度について

【事務所則第10条第1項関係】

こちらは事務室
の基準

● 作業面の照度基準が 3 区分から 2 区分へ 施行:令和4年12月1日

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の 3 区分から 2 区分に変更されました。「一般的な事務作業」については **300 ルクス以上**、「付随的な事務作業」については 150 ルクス以上であることが求められます。

今回の改正は、照度不足の際に生じる眼精疲労や、文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用されます。

改正前

| 作業の区分 | 基準 |
|-------|-----------|
| 精密な作業 | 300 ルクス以上 |
| 普通の作業 | 150 ルクス以上 |
| 粗な作業 | 70 ルクス以上 |

改正後

| 作業の区分 | 基準 |
|-----------|-----------|
| 一般的な事務作業 | 300 ルクス以上 |
| 付随的な事務作業* | 150 ルクス以上 |

*資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第3編 衛生基準 第4章 採光及び照明

（照度）第604条

事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の左欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の右欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

| 作業の区分 | 基準 |
|-------|----------|
| 精密な作業 | 300ルクス以上 |
| 普通の作業 | 150ルクス以上 |
| 粗な作業 | 70ルクス以上 |

こちらは事務室「以外」の作業場所での基準。
事務室の基準とは区分が異なります。

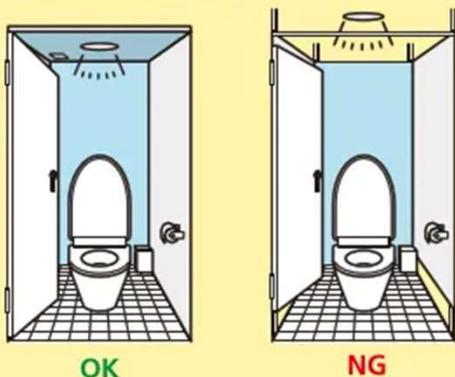


便所について

【事務所則第17条の2関係、安衛則第628条の2関係】

- 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

▶「独立個室型の便所」とは



- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等[®]で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
*視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

原則的な規定
 便所:男女別(独立個室型除く)
 男性大便房:60人ごとに1房
 男性小便所:30人ごとに1箇所
 女性便房:20人ごとに1房

同時就業労働者数が常時
 10人以内でない場合
 男女別に設置は必要

- 付加的に設置した独立個室型の便所の取扱い

障害のある労働者への配慮や、高齢労働者の利便性の改善等、便所に対するニーズは多様化していることから、男性用と女性用に区別した便所を設けた上で、独立個室型の便所を設ける場合は、トイレの設置数を算定する際の基準となる同時に就業する労働者の数を独立個室型の便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減らすことができることとなりました。

今後出題がある
 かもしれません。

POINT

【例】同時に就業する労働者数が男性65人、女性65人である場合

【便所の設置基準】 ●男性用と女性用に区別すること ●男性用大便所の便房数：同時に就業する男性労働者 60人以内ごとに1個以上 ●男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者 30人以内ごとに1個以上 ●女性用便所の便房数：同時に就業する女性労働者 20人以内ごとに1個以上 等

(1) 男性用と女性用に区別した便所のみを設けた場合の必要数

| | |
|--------|-----|
| 男性用大便所 | 2個 |
| 男性用小便所 | 3箇所 |
| 女性用便所 | 4個 |

(2) 「独立個室型の便所」を1個設けた場合の必要数

必要数を算定する際の男性労働者数 65人→55人、女性労働者数 65人→55人となるため

| | |
|----------|-----|
| 独立個室型の便所 | 1個 |
| 男性用大便所 | 1個 |
| 男性用小便所 | 2箇所 |
| 女性用便所 | 3個 |

令和5年10月17日実施の試験

＜労働衛生法令＞

伝統的な問題としては、下記の事項について出題されています。

- ・安全衛生管理体制
- ・安全衛生教育
- ・定期自主検査
など

令和5年10月17日実施の試験

<受験区分(労働衛生工学)>

労働衛生一般と関係法令は保健衛生と共通
専門科目(記述式)

問1 労働衛生対策

問2 騒音又は振動等

問3・4 局所排気装置の圧損計算等

問1又は問2から1つ、問3又は問4から1つ
選択して、合計2題に回答する。

記述試験の雑感

・専門科目の対策

試験方式：記述式



~~論述式~~

- ・長い文章で自分の意見や考えを述べるというものではない。
- ・短文で、必要な要素（用語）を漏れなく書くという方式です。

問1(職場における有害物管理について)を
例に考えて行きます。

問 1 職場における有害物管理に関する以下の設問に答えよ。

(1) 石綿の種類等に関する次の文中の ～ に当てはまる適切な語句又は数値を解答用紙の解答欄に記入せよ。

石綿とは繊維状を呈している 、、、トレモライト、アクチノライト、アンソファイトのことをいう。これらの石綿、及び石綿の重量として含有率 %を超えて含有する物は、原則として石綿製品の製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止され、建築物の解体等の作業については、石綿障害予防規則により、石綿ばく露による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置が定められている。

(2) 建物に吹き付けられている石綿等を切断、破砕等により除去する作業の際に、当該作業場所において必要な健康障害防止のための措置を五つ述べよ。

(3) 特定化学物質の管理第二类物質であるリフラクトリーセラミックファイバーは、アルミナ (Al_2O_3) とシリカ (SiO_2) を主成分とした人造の無機質鉱物繊維である。リフラクトリーセラミックファイバーを製造する屋内作業場において、製造に従事する労働者の健康障害を防止するために行う対策について、排気装置、呼吸用保護具、作業衣・保護衣に分けて述べよ。

(2) 建物に吹き付けられている石綿等を切断、破砕等により除去する作業の際に、当該作業場所において必要な健康障害防止のための措置を五つ述べよ。

私が実際に受験した際の解答用紙には...

- ・前室を設置し、負圧に保つ。
 - ・作業場所を隔離する。
 - ・飲食及び喫煙を禁止し、その旨を表示する。
 - ・作業主任者を選任し、一定の職務を実施させる。
 - ・電動ファン付き呼吸要保護具を作業員に使用させる。
- という内容で箇条書きにより記述しました。

他には...事前調査の実施と結果の周知、特別教育の実施などの事項を記述することが考えられます。

リフラクトリーセラミックファイバーの健康障害防止対策

今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

| 主な有害性 (発がん性、その他の有害性 (GHS区分1のもの)) | 性状 | 用途の例 |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| リフラクトリーセラミックファイバー※ | | CAS No. 142844-00-6 |
| 発がん性：国際がん研究機関 (IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性がある) その他：特定標的臓器毒性(反復ばく露) 呼吸器 | 無臭の繊維状の固体、平均繊維径2~4 μm (1000℃以上に加熱された時に、表面の一部が遊離けい酸(結晶質シリカ)の一種であるクリストバライトに、徐々に変化する)。シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人工鉱物繊維。 | 炉のライニング材、防火壁保護材、高温用カスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび、割れ目のつぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン |

※アルミナファイバー(アルミナ繊維)(CAS No.675106-31-7)、アルカリアースシリケートワール(AES繊維)(CAS No.436083-99-7)等は含まれない。

引用：厚生労働省労働基準局 2015年10月「ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーについて健康障害防止措置が義務付けられます」(リーフレット)

発散抑制措置等 (特化則第5, 7, 8, 29, 30, 32, 33, 34の2, 35条) (安衛則第85, 86条及び別表第7)

リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業について、リフラクトリーセラミックファイバーなどから発散する粉じんが労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置をとることが必要です。

- 1 対象物の粉じんが発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 2 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等

1. 対象物の粉じんが発散する屋内作業場 (特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じること

2. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7, 8条)
(局所排気装置の抑制濃度は、リフラクトリーセラミックファイバー 5μm以上の繊維として 0.3f/cm³)

※粉じん障害防止規則で定める制御風速を下限とし、当該制御風速においてリフラクトリーセラミックファイバーの濃度が抑制濃度を上回った場合は、抑制濃度以下になるまで性能を高めるものとする。

呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣

上の1~3の作業を行う際に、次の呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用が必要です。

- ◆100以上の防護係数が確保できる呼吸用保護具であること。例えば以下のものが含まれる。
 - ・粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具
 - ・粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下(電動ファン付き呼吸用保護具の規格(平成26年厚生労働省告示第455号)で定める漏れによる等級がS級又はA級)であって、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたもの(日本工業規格T8150の方法による)
- ◆「作業衣」は粉じんの付着しにくいものとする。 「保護衣」は、日本工業規格T8115に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれること。支持金物等に接触し作業衣等が破れるおそれがある場合には、支持金物等に保護キャップやテープを巻くなどの対策を行うこと。

問3と問4の問題の特徴(完全な私見)

- ・一問は、排風量を求め、局排の圧損計算を行う

→ボトムアップ？

手間をかけて、積み上げる？

- ・もう一問は、理論的な知識を要求される傾向

→トップダウン？スマートに立ち回る？

理論を理解できていれば、対処しやすい

のでは？

4. 口述試験について

例年10月中旬:筆記試験



12月上旬頃、筆記試験合否発表



口述試験の実施

大阪:翌1月 **中旬**

東京:翌1月 **下旬**

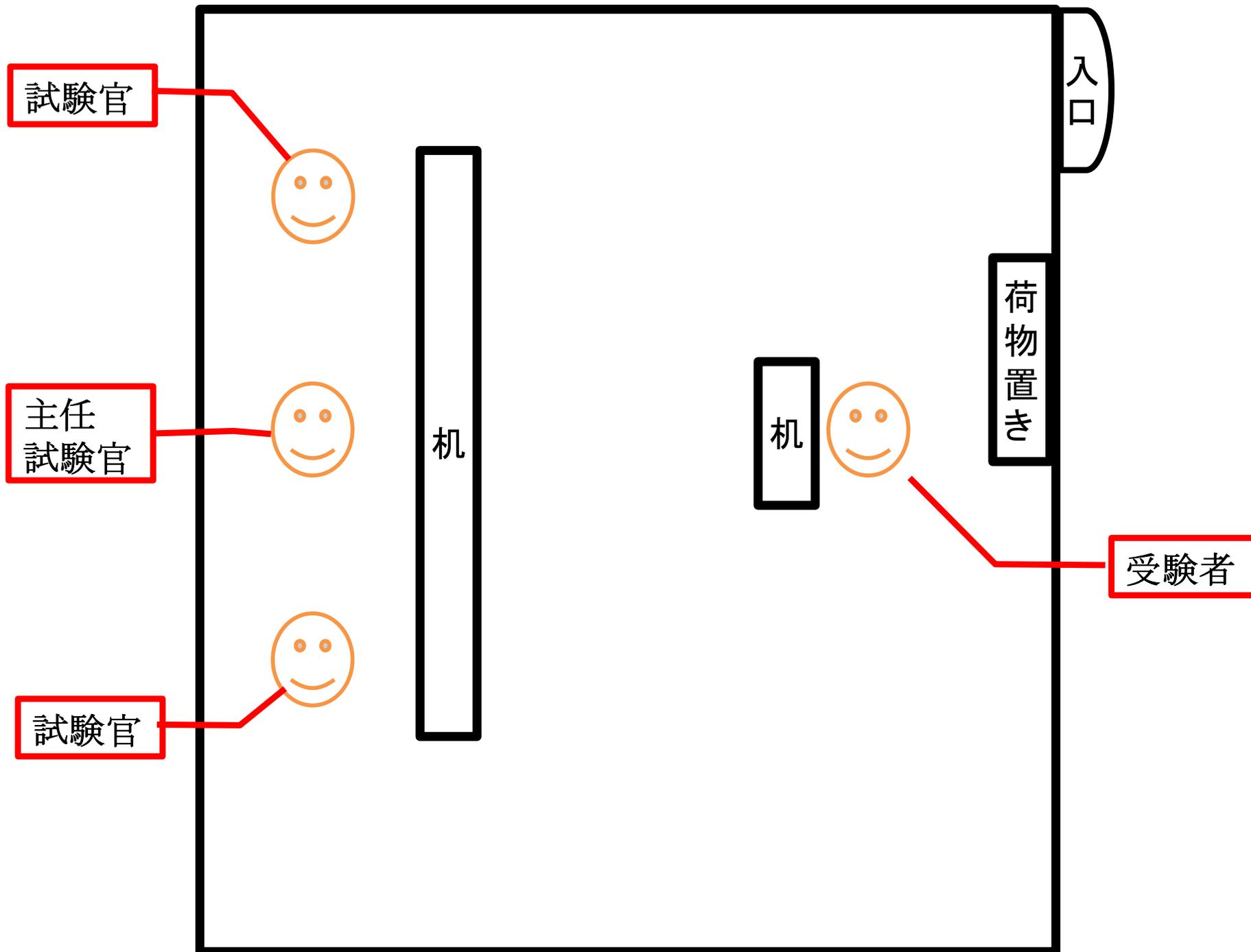


2月下旬最終合否発表

口述試験の概要

- 試験官は3名です。
- 試験官から質問された内容に口頭で答えます。
- 「15分程度」の対面による試験です。
- 試験内容：労働衛生一般、労働衛生工学

<口述試験室内の配置概要>



口述試験の進み方

- ・最初に本人確認(氏名・受験番号)を受けます。
- ・その後、主任試験官からや労働衛生の実務経験(年数等)を聞かれます(受験動機?)。
 - 自分自身の労働衛生に関する職務の棚卸しをしておくことを勧めます。
 - 願書記載内容と齟齬がないように。
- ・ここを通過すると労働衛生実務に関する様々な問題について聞かれます。

口述試験の進み方

- ・私が受けた質問の例
- ・試験官への回答・説明時の雑感(私見)
→別途掲載している私の体験記を参照下さい。

試験官への回答・説明時の留意点(私見)

- ・だらだらと答えない。

基本的には、1つの問題について**30秒程度**で回答できるよう準備しましょう。

- ・労働衛生コンサルタント試験は何の試験か？

→「労働衛生」についての国家試験である、
ということを強く意識して下さい。

- ・**労働衛生の三管理**を意識して回答する。

- ・試験合格後、すぐに登録できる理由は？

→コンサルタントとして開業しても十分な能力が現時点であるか否か、という点で見られている。

5. 試験対策等について

学習の進め方

参考となる資料・書籍の一例

- ・労働衛生のしおり(中災防発刊)
→最新年度と**一年度前**のもの
- ・日本作業環境測定協会が発刊する書籍
- ・厚生労働省が作成するリーフレット
などを活用していただければと思います。

これは労働衛生統計の問題への対策です(私見)。
令和6年度の試験では、令和4年の統計結果が問われています。
→令和6年度のしおりでは、令和5年の結果に注目しているため、勘違いの恐れがあるためです。

学習の進め方

専門試験(労働衛生工学)問3・4の参考書籍

・「新 やさしい局排設計教室 第7版」

沼野雄志 著 (中災防発刊)

・「局所排気・プッシュプル型換気装置及び空気清浄装置の標準設計と保守管理 第5版」

中災防 編 (中災防発刊)

などを活用下さい。

最大の試験対策は...

作業環境測定士の資格を取ることかも。

→労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)で科目免除が使える(衛生一般と関係法令)。

第二種(第一種の下位資格)が良いが...

→試験合格し、登録講習を修了して登録することまでが求められる。

実際、労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)の受験者は、作業環境測定士であることが多い。

このことをどう思いますか？（完全な私見です）

令和5年度は…
神戸会場で60名受験

令和5年度 労働安全・労働衛生コンサルタント筆記試験 座席表

※受験番号の下3桁のみ表示してあります。

演 台

| 労働衛生工学 570001~570060 | | | | 保健衛生 560001~560109 | | | | 機械 510001~510023 | | 建築 550001~550054 | | | 化学 530001~530013 | | 電気 520001~520020 | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 001 | 016 | 031 | 046 | 001 | 015 | 029 | 043 | 057 | 071 | 084 | 097 | 001 | 013 | 001 | 015 | 029 | 042 | 001 | 008 | 001 | 006 | 011 | 016 | |
| 002 | 017 | 032 | 047 | 002 | 016 | 030 | 044 | 058 | 072 | 085 | 098 | 002 | 014 | 002 | 016 | 030 | 043 | 002 | 009 | 002 | 007 | 012 | 017 | |
| 003 | 018 | 033 | 048 | 003 | 017 | 031 | 045 | 059 | 073 | 086 | 099 | 003 | 015 | 003 | 017 | 031 | 044 | 003 | 010 | 003 | 008 | 013 | 018 | |
| 004 | 019 | 034 | 049 | 004 | 018 | 032 | 046 | 060 | 074 | 087 | 100 | 004 | 016 | 004 | 018 | 032 | 045 | 004 | 011 | 004 | 009 | 014 | 019 | |
| 005 | 020 | 035 | 050 | 005 | 019 | 033 | 047 | 061 | 075 | 088 | 101 | 005 | 017 | 005 | 019 | 033 | 046 | 005 | 012 | 005 | 010 | 015 | 020 | |
| 006 | 021 | 036 | 051 | 006 | 020 | 034 | 048 | 062 | 076 | 089 | 102 | 006 | 018 | 006 | 020 | 034 | 047 | 006 | 013 | | | | | |
| 007 | 022 | 037 | 052 | 007 | 021 | 035 | 049 | 063 | 077 | 090 | 103 | 007 | 019 | 007 | 021 | 035 | 048 | 007 | | | | | | |
| 008 | 023 | 038 | 053 | 008 | 022 | 036 | 050 | 064 | 078 | 091 | 104 | 008 | 020 | 008 | 022 | 036 | 049 | 008 | | | | | | |
| 009 | 024 | 039 | 054 | 009 | 023 | 037 | 051 | 065 | 079 | 092 | 105 | 009 | 021 | 009 | 023 | 037 | 050 | 009 | | | | | | |
| 010 | 025 | 040 | 055 | 010 | 024 | 038 | 052 | 066 | 080 | 093 | 106 | 010 | 022 | 010 | 024 | 038 | 051 | 010 | | | | | | |
| 011 | 026 | 041 | 056 | 011 | 025 | 039 | 053 | 067 | 081 | 094 | 107 | 011 | 023 | 011 | 025 | 039 | 052 | 011 | | | | | | |
| 012 | 027 | 042 | 057 | 012 | 026 | 040 | 054 | 068 | 082 | 095 | 108 | 012 | | 012 | 026 | 040 | 053 | 012 | | | | | | |
| 013 | 028 | 043 | 058 | 013 | 027 | 041 | 055 | 069 | 083 | 096 | 109 | | | 013 | 027 | 041 | 054 | | | | | | | |
| 014 | 029 | 044 | 059 | 014 | 028 | 042 | 056 | 070 | | | | | | 014 | 028 | | | | | | | | | |
| 015 | 030 | 045 | 060 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

午後2時過ぎまでは、ほぼ空席でした。つまり、ここに座った方は、記述試験だけを受験する受験者（作業環境測定士）と言えます。

私



第51回（令和05年度）労働衛生コンサルタント筆記試験 合格者一覧表

【試験区分】 労働衛生工学

計

62人

| | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 170003 | 170009 | 270004 | 270006 | 270008 | 270018 | 270019 | 270028 | 370016 | 370020 |
| 370022 | 370027 | 370028 | 370030 | 370033 | 370038 | 370046 | 370048 | 370071 | 370080 |
| 370087 | 370089 | 370091 | 370092 | 370098 | 370105 | 370116 | 370122 | 470001 | 470004 |
| 470005 | 470007 | 470033 | 470036 | 470038 | 470042 | 470048 | 470055 | 470056 | 470058 |
| 570019 | 570020 | 570037 | 570040 | 570042 | 570047 | 570054 | 570060 | 670001 | 670008 |
| 670011 | 670015 | 670019 | 670023 | 670026 | 670027 | 670030 | 670034 | 770004 | 770010 |
| 770012 | 770016 | | | | | | | | |

専門科目のみ受験
 $3 \div 39 \times 100 = 7.7\%$

2科目又は3科目受験
 $5 \div 21 \times 100 = 23.8\%$

筆記試験合格に3倍程度の開きが見られた。

<私見>

私も作業環境測定士として登録していますが、労働衛生関係法令のみ免除を受け、労働衛生一般と専門記述試験の2科目で受験しました（休憩時の他受験者の会話から、作業環境測定士で私と同じ戦略を取られた方が複数名いました）。

作業環境測定士による2科目免除を受けられることは大きなメリットですが、私自身は文系出身であり、専門記述試験（特に計算問題）に不安を覚えていましたので、労働衛生一般を受験して点数の底上げを図るという戦略を取りました。

作業環境測定士で受験を検討されている方は、免除を受けられる科目の特徴をよく理解して、科目免除をされるか検討いただければと思います。

試験対策という側面だけではありませんが...

徳島産業保健総合支援センターでの

産業保健関係者研修会

とくしま衛生管理者の集い

も活用されてはどうか。

また、日本労働安全衛生コンサルタント会が
開催する試験対策研修もぜひ活用下さい。